

青森県報

第三百六号

令和三年
五月十日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉政策課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
- 肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……四
- 土地改良区の役員の内任及び退任……………(三八地域) ……四

告 示

青森県告示第三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
	主たる事務所の所在地	事業の種類				
三和工業株式会社	弘前市大字小沢字大開四五の五六	訪問看護	訪問看護	サンワ訪問ステーション	弘前市大字清水三丁目一の一五	令和三年五月十日

青森県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
	主たる事務所の所在地	事業の種類				
三和工業株式会社	弘前市大字小沢字大開四五の五六	訪問看護	訪問看護	サンワ訪問ステーション	弘前市大字清水三丁目一の一五	令和三年五月十日

青森県告示第百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所在地	休止年月日
	有限会社さくらデイサービスセンター	黒石市ちとせ一丁目の一		有限会社さくらデイサービスセンターさくら居宅支援事業所	黒石市ちとせ一丁目の一	令和三年四月三日

青森県告示第百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はらくり訪問看護ステーション	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一三の二	令和三年五月一日

青森県告示第百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和三年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定辞退年月日
弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	整形外科に関する医療	令和三年三月三日

青森県告示第百四十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和三年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
東津軽郡平内町大字小湊字後滝六〇の四一
株式会社BLUE ACE
- 二 売りさばき場所
 - 1 青森市千富町一丁目一二の二
 - 2 青森市自由ヶ丘二丁目三の一
 - 3 青森市勝田二丁目四の一・二
 - 4 青森市古館一丁目一の一・五
 - 5 青森市大字三内字沢部三三三九の一・二
- 三 指定年月日
令和三年四月二十六日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ弘前大町店
弘前市大字取上一丁目一の外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社横浜ファーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 荒川孝男
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の営業を行う者の開設方法及び閉店時刻に関する事項	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時三十分 閉店時刻 午後九時	令和三年五月二日
来客が駐車するに利用する時間帯	午前九時三十分から午後九時まで	午前八時三十分から午後九時まで	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前九時三十分から午後六時まで	午前六時から午後九時まで	

四 届出年月日

令和三年四月二十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年五月十日から同年九月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年九月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和三年四月二十三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六八号	肥料の種類 混合有機質 肥料	肥料の名称 有機一〇〇 %完熟肥料	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社あす なるファーム 八戸市大字大 久保字畑西 ノ平一五の八
----------------------	----------------------	-------------------------	--	----------------------------	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐伯工務店
- 二 代表者の氏名 佐伯義光
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字滝沢平二の五二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一〇六九六号
- 五 取消年月日 令和三年三月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年七月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、島

守土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年五月十日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	川畑 修一	八戸市南郷大字島守字川端四	令和 三・四・二六就任
〃	坂本 俊之	字坂本一四の一	〃
〃	松倉 賢六	字長ツム子三	〃
〃	村上 哲則	字馬ノ墓三の一	〃
〃	中里 春正	字山子二の一	〃
〃	小山 歳春	字十文字二三	〃
〃	下沢 和夫	字中里七	〃
〃	金谷 潤吉	字上荒谷三七	〃
〃	大沢 直美	字東台二	〃
〃	町 茂榮	字高山三五の四	〃
〃	高山 實	字クビレ松三	〃
〃	宮澤 祐一	字駒坂二四	〃
〃	住沢 久一	字世増一	〃
〃	久保 壽一	字上江花沢三三	〃
〃	境藤 豊吉	字高山四	〃
監 事	川畑 修一	字館下前五〇	三・四・二五退任
〃	町 義雄	字川端四	〃
〃	松倉 賢六	字長ツム子三	〃
〃	角金 薫	字小平四	〃
〃	外館 達男	字外館三六	〃
〃	谷川 幸雄	字相畑三六の一	〃
〃	坂本 俊之	字坂本一四の一	〃
〃	馬場 光明	字馬場一三	〃
〃	坂 幸十郎	字山子一〇	〃

〃	〃	監	〃	〃	〃
		事			
明戸	松倉	住沢	村上	沢代	松石
紘一	政勝	久一	正憲	健一	金作
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
字中明戸一の一	字上江花沢三〇	字世増一	字畑三三の一	字沢代二二の一	字下荒谷一一
〃	〃	〃	〃	〃	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円